

収入
印紙

債権差押命令申立及び陳述催告申立書

平成 年 月 日

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

申立債権者

印

T E L - -
F A X - -
携帯電話 - -

当事者，請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

申立の趣旨

1. 債権者は債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
2. 上記債権差押命令申立事件について，第三債務者に対し，民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

添付書類

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 通 |
| 2. 同送達証明書 | 通 |
| 3. 商業登記事項証明書 | 通 |
| 4. 委任状 | 通 |
| 5. | 通 |

当 事 者 目 録

(住所) 〒 -

(債務名義上の住所) _____

債 権 者 _____

(債務名義上の氏名) _____

(送達場所) 住所と同じ 就業場所
〒 -

(送達受取人) _____ (_____)

(住所) 〒 -

(債務名義上の住所) _____

債 務 者 _____

(債務名義上の氏名) _____

(住所) 〒 -

第三債務者 _____

(代 表 者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役
(氏名) _____

(送達場所) 〒 -

(住所) 〒 -

第三債務者

(代表者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役
(氏名) _____

(送達場所) 〒 -

(住所) 〒 -

第三債務者

(代表者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役
(氏名) _____

(送達場所) 〒 -

(住所) 〒 -

第三債務者

(代表者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役
(氏名) _____

(送達場所) 〒 -

請求債権目録

裁判所 支部平成 年()第 号事件の
執行力のある
判決 和解調書 調停調書 和解に代わる決定
第 回口頭弁論調書(判決 和解)
正本に表示された下記金員及び執行費用

記

- 1 元 金 金 _____円
ただし、主文第 項の 和解条項第 項の
調停条項第 項の
元金 金 _____円
の残金 _____円
- 2 遅延損害金 金 _____円
ただし、上記1の 金員 _____円
金員の内金 _____円
に対する平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
年 _____パーセントの割合による金員

債務者は、平成 年 月 日を支払日とする割賦金の支払を怠ったため、
約定により同日の経過をもって当然に期限の利益を喪失した。

債務者は、平成 年 月 日及び平成 年 月 日を支払日とす
る割賦金の支払をいずれも怠り、その額が _____円に達したので、約定に
より平成 年 月 日の経過により当然に期限の利益を喪失した。

- 3 執行費用 金 _____円
(内訳)
- | | | |
|----------------|---|---|
| 本申立手数料 | 金 | 円 |
| 差押命令送達費用 | 金 | 円 |
| 本申立書作成及び提出費用 | 金 | 円 |
| 商業登記事項証明書交付手数料 | 金 | 円 |
| 執行文付与申立手数料 | 金 | 円 |
| 送達証明書交付手数料 | 金 | 円 |

合 計 金 _____円

差 押 債 権 目 録

金 _____ 円

ただし、債務者が第三債務者（ _____ 支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは次の順序による。
 - (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの

- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金

- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

【銀行預金用】

差 押 債 権 目 録

一、金	円	第三債務者株式会社	銀行	支店扱いの分
一、金	円	第三債務者株式会社	銀行	支店扱いの分
一、金	円	第三債務者		支店扱いの分
一、金	円	第三債務者		支店扱いの分

ただし、債務者が上記各第三債務者に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、各頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは次の順序による。
 - (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの

- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金

- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

【銀行預金（複数）用】

差 押 債 権 目 録

金 _____ 円

ただし、債務者が第三債務者（仙台貯金事務センター扱い）に対して有する下記貯金債権及び同貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの

- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金

- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

差 押 債 権 目 録

金 _____ 円

ただし、債務者が第三債務者（株式会社ゆうちょ銀行仙台貯金事務センター扱い）に対して有する下記郵便貯金債権及び同郵便貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金とがあるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの

- 3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金（預入期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (2) 定額郵便貯金（預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (3) 積立郵便貯金（据置期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (4) 教育積立郵便貯金（据置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (5) 住宅積立郵便貯金（据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (6) 通常郵便貯金（(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。）

- 4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。